

平成28年1月から市役所の手続きでマイナンバーが必要になります

平成28年1月から社会保障・税番号制度が導入されることにより、市役所における様々な手続きに個人番号（マイナンバー）が必要になります。

◆ 手続きの際には、1～3のいずれかをご持参下さい。

1. 個人番号カード（申請すると交付される
顔写真付きでプラスチックのカード）



2. 通知カード（個人番号が記載されているが顔写真の無い紙のカード）

+

顔写真付きの本人を証明するもの

（運転免許証、障害者手帳等）



3. どちらも持っていない場合は、
個人番号が記載された住民票 + 顔写真付きの本人を証明するもの（運転免許証等）

◆ 代理人が申請する場合は、1～3すべての書類をご持参下さい。

1. 本人の番号確認書類 ※下記①～③のいずれか
 - ① 本人の個人番号カード又はその写し
 - ② 本人の通知カード又はその写し
 - ③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し等
2. 代理権の確認書類 ※下記のいずれか
 - ① 任意代理人の場合・・・委任状
 - ② 法定代理人の場合・・・戸籍謄本その他その資格を証明する書類
3. 代理人の身元確認書類
顔写真付きの本人を証明するもの（運転免許証、障害者手帳等）

◆ 厳重な「個人番号の確認」と「本人の身元確認」が法律で定められています。成りすまし等防止のため、カード等を忘れたからといって、電話で個人番号を聞き取りすることはありません。